

【 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発等を図るため、沖縄島と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税を軽減する等の措置を講ずることとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ5年延長しようとするものである。委員会においては、自由貿易地域の拡充強化、航空運賃軽減に係る適用対象の拡大、離島振興策等について、質疑が行われ全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月25日、池田外務大臣、武藤総務庁長官、稲垣沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

3月3日、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を行い、普天間飛行場の移転問題、北方領土に関する広報活動、海兵隊の役割と意義、沖縄の振興開発、米軍用地の使用権原、劣化ウラン弾の使用問題等について質疑を行った。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、第3次沖縄振興開発計画の進捗状況、沖縄の水問題、産業技術教育センターの概要、沖縄県のモノレール開業に伴うバス路線の再編、北方領土問題の現状認識、北方領土返還に向けての方策等について質疑を行った。

沖縄北方

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年2月25日（火）（第2回）

○平成9年度沖縄及び北方問題に関する施策について池田外務大臣、武藤

総務庁長官及び稲垣沖繩開発庁長官から所信を聴いた。

○平成9年3月3日（月）（第3回）

- 平成9年度沖繩及び北方問題に関しての施策に関する件について池田外務大臣、稲垣沖繩開発庁長官、武藤総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月17日（月）（第4回）

- 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について稲垣沖繩開発庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月18日（火）（第5回）

- 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について稲垣沖繩開発庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年3月27日（木）（第6回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（総務庁（北方対策本部）、沖繩開発庁）及び沖繩振興開発金融公庫）について武藤総務庁長官及び稲垣沖繩開発庁長官から説明を聴いた後、両長官、政府委員、総務庁、運輸省及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第5号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月17日（火）（第7回）

- 請願第2540号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成9年6月18日（水）（第8回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発等を図るため、沖縄島と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税を軽減する等の措置を講ずることとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ5年延長する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 沖縄振興開発特別措置法の一部改正

- (1) 沖縄島と本土との間を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料について、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。
- (2) 税関長は、政令で定めるところにより、自由貿易地域内における保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が納付すべき手数料を軽減することができる。
- (3) 沖縄の離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新增設した者がある場合には、当該新增設に伴い新たに取得し、又は建設した建物等について、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

(1) 内国消費税の特例

①県産酒類に係る酒税の軽減措置、②揮発油税及び地方道路税の軽減措置、③指定施設において消費する輸入ウィスキー類に係る酒税の軽減措置に関する特例措置の適用期限をそれぞれ5年延長する。

(2) 関税等の特例

①特定の製造用原料品に係る関税の軽減措置、②発電用の特定の石油に

係る関税の免除措置、③旅客携帯品に係る関税及び内国消費税の払戻し制度に関する特例措置の適用期限をそれぞれ5年延長する。

3 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、沖縄島と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料についての航空機燃料税の軽減措置については平成9年7月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、沖縄が本土復帰後25年を迎えようとしている現在もなお、依然として厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、次の諸点について配意し、適切な施策を講ずるべきである。

- 1 沖縄の経済社会の発展と各種の格差是正に引き続き努力し、第3次沖縄振興開発計画の諸目標の早期達成に努めること。
- 2 沖縄の振興を図るに際しては、沖縄県からの国際都市形成構想及び規制緩和等産業振興特別措置に関する要望等に十分配慮しつつ、進めること。
- 3 自由貿易地域の拡充・活性化を図るための施策の検討に際しては、沖縄県の要望等を踏まえつつ、新たな施策の実現に向けて最善の努力を払うこと。
- 4 返還が決定した米軍施設・区域については、県民の理解を踏まえ、返還の早期実現に最大限の努力を傾注するとともに、跡地等の利用についても総合的かつ有効に活用されるよう、適切な措置の実施に向け努めること。

なお、米軍施設・区域の整理・縮小の促進については、更に一層の努力を払うこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※5	沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9. 1. 31	9. 3. 13	9. 3. 27 可決 附帯決議	9. 3. 28 可決	9. 2. 17	9. 3. 6 可決 附帯決議	9. 3. 7 可決